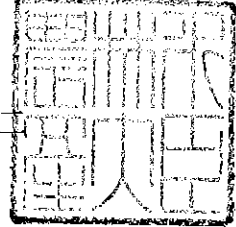


29消安第1920号
平成29年6月22日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 山本 有二



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

動物用ワクチンの添加剤として別紙に掲げる成分を使用すること。



(別紙)

- 1 グルタルアルデヒド
 - 2 ジエチルアミノエチル-デキストラン【DEAE-デキストラン】
 - 3 ストレプトマイシン硫酸塩
 - 4 バニリン【ワニリン】
 - 5 2-フェノキシエタノール
 - 6 ポリアクリル酸ナトリウム
 - 7 ポリビニルアルコール
 - 8 食用青色1号【ブリリアントブルーFCF】
 - 9 食用赤色102号【ニューコクシン】
 - 10 水酸化カリウム【カセイカリ】
 - 11 水素添加大豆レシチン【水添レシチン】
- ※【 】内は別名